

平成30年 第3回

教育委員会臨時会会議録

とき 平成30年2月20日

品川区教育委員会

平成30年第3回教育委員会臨時会

日 時 平成30年2月20日（火） 開会：午後2時30分
閉会：午後3時56分

場 所 教育委員会室

出席委員	教 育 長	中島 豊
	委 員	富尾 則子
	委 員	海沼 マリ子
	委 員	塚田 成四郎

出席理事者	教 育 次 長	本城 善之
	庶 務 課 長	品川 義輝
	学校計画担当課長	篠田 英夫
	学 務 課 長	有馬 勝
	指 導 課 長	熊谷 恵子
	教育総合支援センター長	大関 浩仁
	品川図書館長	横山 莉美子
	統括指導主事	山本 修史
	統括指導主事	堀井 昭宏

事務局職員	庶 務 係 長	小林 則雄
	書 記	前田 隼穂
	書 記	高下 聖矢

傍 聴 人 数 2名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第 10 号議案 教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について
- 第 11 号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（普通退職）
- 第 12 号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（配偶者同行休業）
- 第 13 号議案 品川区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
- 報告事項 1 平成 29 年度歳入・歳出補正予算について
- 報告事項 2 平成 30 年度歳入・歳出当初予算の査定結果について
- 報告事項 3 学事制度審議会第 17 回の報告について
- 報告事項 4 平成 29 年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について
- 報告事項 5 第二期指定管理者の指定について
- そ の 他 平成 30 年 3 月の行事予定について

平成30年第3回教育委員会臨時会

平成30年2月20日

【教育長】 ただいまから平成30年第3回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の署名委員に海沼委員、塚田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお本日は菅谷教育長職務代理者をご欠席されておりますけれども、通常どおり開会させていただきますと思います。

本日は傍聴の方が2名おられますので、お知らせいたします。

まず、本日の会議の持ち方についてですが、日程第1、第11号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（普通退職）、日程第1、第12号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（配偶者同行休業）、この2つの会議の持ち方についてお諮りいたします。

本件は人事に関する案件でございますので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1、第10号議案 教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは私から、教育委員会の事務事業の点検および評価についてご説明をいたします。

今年度事務事業評価につきましては、数回にわたって審議をさせていただいております。今年度で10回目を迎え実施方法見直しを行っております。

これまでの審議の経過を1－1に記載をしております。

経過としましては、7月18日に品川区教育委員会事務事業評価実施要領の改正を行い、今年度の審議予定、評価対象事業についてご説明をし、8月1日に今年度の評価対象事業を決定しております。また、筑波大学の窪田教授に学識経験者としての意見を依頼するとともに、意見聴取項目についても決定をしております。1月16日には、事務事業評価シートおよび学識経験者の知見について審議・検討しまして、各事業に対して委員の皆様より意見をいただいております。

本日は、事務事業評価につきまして最終確定をしたいと考えております。

今後の予定でございますが、来週の27日に文教委員会に報告を上げまして、3月上旬には区のホームページに公表するという流れでございます。

それでは資料1－2をごらんいただけますでしょうか。

1番の目的、それから2番の評価の仕組み、および2ページ目3番の対象事業につきましては、以前にも説明をしておりますので今回については割愛をさせていただきます。

3ページをごらんください。4番の（1）実施事業の総合評価でございますが、Aの拡充としたものが5事業。Bの継続としたものが9事業。Cの見直しとしたものが1事業となっております。Dの廃止としたものについてはございませんでした。

続いて（２）教育委員会総評となります。これまで委員の皆様にご意見をいただいております。それを踏まえて、評価対象事業全体についての総括をしてございます。文書のほうを少し読み上げさせていただきます。

評価対象事業については、区民（保護者、児童・生徒、地域住民等）への教育効果の実績、事業の継続性、および費用対効果等の視点から点検および評価を行ったところ、概ね教育目標に従い着実かつ適切に執行されており、現状維持または現状をベースに発展、向上させていくべきであると考えます。

今回、総合評価で「見直し」とした事業については、課題解決に向けて、さまざまな手法を検討し、計画的に改善していく必要がある。また「拡充」とした事業については、区民ニーズを的確に把握し、さらに効果のある事業を進めていただきたい。さらに、「継続」とした事業についても、その意義と目的を常に意識しつつ実施するよう努力されたい。

評価の結果の良し悪しではなく、評価結果を活かし、さらに創意工夫を重ねて事業推進にあたられることを求めたい。以上が教育委員の総評となっております。

続きまして、４ページから１８ページまでが各事業の評価シートとなっております。前回いただいたご意見をもとに、教育委員会の意見の欄を記載させていただいております。

その他の記載事項につきましては前回説明をさせていただきましたので、教育委員からの意見の欄について概要を説明させていただきます。表記よりも簡略化して説明をさせていただきます。

まず、①学校用務業務委託です。委託については、今後も将来を見据えて計画的に導入していく必要がある。学校現場の意見を尊重して委託校を選定し、委託化により民間が持つ専門技術や知識を活用して円滑な学校運営、学校環境整備ができるよう努めることとしてございます。

次に、②学事制度等の検討です。学事制度審議会における今後の最終答申に向けた審議においては、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、建設的な議論につなげていくこと。また、最終答申を受け施策として具体化する際には、制度見直しの意義を踏まえ関係する方々の理解を得ながら丁寧に実施をしていく姿勢が必要であるとしております。

続きまして、③クラブ・部活動指導でございます。部活動の外部指導員の活用は生徒への専門的な技術指導などの役割を担っているとともに、教員の負担軽減を図るという目的もある。今後も各学校と連携し、部活動指導における外部指導員の活用および充実について検討を重ねることとしてございます。

続いて、④学校ＩＣＴの推進です。区ではこれまでのＩＣＴ教育環境の整備に加え、タブレット型ＰＣ導入、校内無線ＬＡＮ整備を進めており、ＩＣＴの活用の幅が広がることが期待できる。ＩＣＴの活用はこれからの社会で活躍する上で必須の能力であり、今後は機械等の整備を早急に進めるとともに、より有効活用するため、教員向け研修の充実や効果的な指導方法についての検証を行うこととしてございます。

ページをおめくりいただきまして、今度は⑤になります。就学援助です。経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対する支援は、児童・生徒の就学機会を保障する上で必要な制度であろう。全国的に準要保護世帯を含めた新入学学用品費の「増額」ならびに「入学する年度の開始前の支給」の実施に向けた検討が進んでいることは好ましく、

本区においても引き続き社会情勢等に合わせた制度の適正な運用を図られたいとしてございます。

続いて、⑥給食の放射性物質検査です。福島第一原子力発電所事故を発端とした学校給食用食材の放射性物質検査について、開始以来、食品衛生法の新基準値を超える放射性物質は検出されていない。これまでの検査は食品汚染を懸念した保護者等の不安を払しょくするために必要なものであったと言えるし、この間の検査結果から、回数の見直しをしたことも妥当であったと言える。今後については、国や他区の動向等も踏まえ、縮小・廃止を含めた検討が必要であるとしてございます。

ページをめくっていただきまして、続いて⑦学力定着度調査です。本調査と、児童・生徒アンケートや保護者アンケートの結果とともに分析することで、各学校は自校の状況を正確に捉えることができる。また経年での傾向や課題をつかむことが可能になることで、学校改善に活用できるようにする必要があるとしております。

続いて、⑧オリンピック・パラリンピック教育推進事業です。アワード校や競技応援校の優れた取組を各校に広める等、東京2020大会に向けて、全校で機運を高める。パラリンピックに関連して学校施設のバリアフリー化についてもさらに推進してもらいたいとしてございます。

続きまして、⑨体力向上の推進です。平成28年度より全校に設置しているテクニカルアドバイザーが体育授業にもたらす効果検証については、教師の指導行動および児童・生徒の技能獲得状況、運動に対する意識の変容等を視点とし、継続して行っていく必要があるとしてございます。

続いて、⑩マイスクールの運営です。区立学校に在籍する不登校児童・生徒への支援の場として区が設置する適応指導教室は必要であり、今後も不登校の未然防止、早期対応に向け、対象児童・生徒に応じた選択肢や支援の場などを検討することが重要である。さらなる不登校児童、生徒への教育環境の充実を図ること。「ファミリークラブ品川」のように保護者に対するサポートの場についても引き続き推進が求められるとしてございます。

ページをおめくりいただきまして、⑪特別支援学級の運営です。平成28年の障害者差別解消法の施行により、合理的配慮を踏まえた特別支援教育の重要性と期待は年々高まっている。これまでの授業に加えて、30年度には全中学校・義務教育学校後期課程への特別支援教室の設置や、特別支援学級を新たに中学校に設置するなどさらなる推進が予定され、今後とも各学校ならびに関係機関と連携を図りながら、より適切な支援を高めていくこととしてございます。

⑫、いじめ防止対策になります。いじめは依然として社会問題であり、いじめ防止に関しては、今後も児童・生徒だけでなく、教職員、保護者、地域関係者、教育委員会などが連携して意識を高め、引き続き取組の成果検証、啓発活動を行いながら、未然防止に努めることとしてございます。

ページをおめくりいただきまして、次は⑬になります。図書館サービスの充実です。指定管理者が第二期目を迎え、新しい体制の中で今まで培ってきた地域の学校、商店街、企業との連携事業、保育園や病院への訪問、おはなし会等のサービスの充実・拡大を今後も持続していくべきであるとしてございます。

続きまして、⑭障害者サービスです。図書館利用に障害のある、全ての世代の方へ対応できるサービスの構築は重要であり、活字読書困難者や来館困難者への資料提供の充実・拡充とともに、一般の方を対象とした点字講習会など、誰もが楽しめる図書館事業も推進していくことが必要であるとしてございます。

最後になります。⑮図書取次サービスの実施です。平成30年度に目黒サービスコーナーが設置されるが、新たな需要に対するサービス維持が課題であり、武蔵小山行政サービスについても将来の方向性を定める必要がある。大崎図書取次施設については、登録・更新・予約や児童サービス等のサービスコーナーとは異なる特色を出し、大崎地区の図書館サービスの拠点とすることが重要であるとしてございます。

続きまして、19ページ(4)点検・評価に関する学識経験者からの意見でございます。こちらにつきましては、対象項目として④の学校ICTの推進について、それから13ページの⑩マイスクールの運営についてとなっております。

学識経験者としては、筑波大学の窪田教授に依頼をしてございます。意見の内容につきましては前回の教育委員会でご説明をしておりますので、これについては割愛をさせていただきます。

長くなりましたが私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

過去にも何度かこの経緯等にあるように協議をしていただいている内容であり、本日はここで最終決定、採決する段階になったというわけです。

3ページにあります教育委員会の総評のところをまずご確認ください、その後、各項目につきましては前回いろいろご意見を出していただきました。それぞれご自身で出していたところに関わっての、意見が特に問題がないかどうか、それを見ていただければよろしいかなというふうに思います。

まず3ページの総評について、概論として出てきているところではございますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 PDCAをしっかりとやってくださいということだと思います。

それでは4ページから始まります、①から⑮まで重点的に協議をしたところでございますけれども、意見を出していただいたところもあろうかと思いますが、どうでしょうか。ごらんいただいて事務局への質問でも結構ですし、何か多少自分の考えとは違う状況になっているというようなところがあれば、また修正を入れていきたいなと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 はい。最後の窪田先生からのコメントは以前にも伺っているので、このとおりでということ。

それでは、この教育委員会事務事業の点検および評価の報告書につきまして採決したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。本件は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件は原案どおり可決することと決定いたします。
続きまして、日程第1、第13号議案です。品川区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、説明をお願いいたします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 私からは、図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の説明をさせていただきます。資料の4をごらんください。

こちらにつきましては、先の第3回定例議会で図書館条例の一部を改正する条例が施行されまして、その中で大崎図書館分館の新設と施行期日については規則に定めるというような規定で議決を得ているところでございます。

今回規則によって、施行日を平成31年1月25日とする規則を定めさせていただきます。これは、この後にお出しします指定管理の契約期日の日を定めるために、期日を明らかにする必要があるためにお出しするものでございます。

ご説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

考えていただいている間に私から1つ。この31年1月25日というのは、実際にこの芳水小学校内の図書機能施設が動き出す日ということで認識すればよろしいでしょうか。

品川図書館長。

【品川図書館長】 こちら法規担当の部署と相談いたしまして、実際に開館できる日付ということで、今工事中なので開館日については流動的ですが、安全を期しまして12月に竣工予定ですが1月の後半の日を定めてこちらを開館日としたものにございます。

【教育長】 なるほど。ここであれば確実にスタートすることができるだろうという想定ですね。1日も早く開館できれば、多分住民の方も待っていらっしゃると思いますのでいいのですが。

いかがでしょうか、委員の皆様。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、品川区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について採決をしたいと思います。

本件は原案どおり可決することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に日程第2、報告事項の1、平成29年度歳入・歳出補正予算について。同じく、日程第2、報告事項の2、平成30年度歳入・歳出当初予算の査定結果について。本件は区の事務事業に関わる意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の扱いについてはどのように考えますか。

庶務課長。

【庶務課長】 こちらの2つの案件につきましては、区議会議決前の案件でございます。

したがいまして、公正または適正な意思決定を確保する観点から非公開の会議とすることが適切だと判断をいたします。

【教育長】 予算委員会がまだ終わっていないという庶務課長からの説明がありました。

本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして、非公開の会議とし、会議日程を変更し、全ての会議の終了後に会議を開くこといたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたします。

次にまいりまして、日程第2の報告事項の3です。学事制度審議会第17回の報告について説明をお願いいたします。

学校計画担当課長。

【学校計画担当課長】 それでは、学事制度審議会についてご報告をさせていただきます。資料の7をごらんください。

学事制度審議会第17回が2月6日に開催されました。ちなみに、いつもは庁舎内の会議室開催しておりますが、空き室が無かったので第五地域センターというところで、すぐ近くの地域センターで開催をしたところでございます。

当日の議題は、最終答申の案についてと、パブリックコメント等に対する回答案についてです。

学事制度審議会は9月の末に中間答申が出されまして、その後パブリックコメントにかへまして広く区民の方を始めとした皆さんからご意見を頂戴しております。

またその後、それまでの検討してきた内容等含めまして、さらに検討が必要だろうといった課題につきまして審議会では議論を重ねてきたところでございます。それで、今年度末、3月末に最終答申が予定されておりますので、これまでの議論をまとめまして最終答申の案としてお諮りをしました。

基本的な考え方としましては、中間答申をベースにしたもので整理をしてございますので、この17回の学事制度審議会におきましては、細かい表現や書き方ですとか、そういったさまざまな点で委員の皆様からご意見をいただきました。

それらを踏まえまして、次回3月2日にまた改めまして、最終答申案について整理していくということになってございます。

また、パブリックコメント等につきましては、今回2月の17回では、全体、いただいたパブリックコメントに対する考え方を1回整理したものを委員の皆様にはごらんになっていただいておりますので、こちらにつきましても次回の3月2日の審議会において改めて細かく検討していただくということを予定しているものでございます。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

では、考えている間に。教育委員の皆様にごらんいただけるというのは、どのタイミングになりますでしょうか。

学校計画担当課。

【学校計画担当課長】 今、この3月2日に向けた整理をしておりますので、こちらの

ほうがまとまった段階で最終答申の前にごらんいただいて、最終的にご意見をいただくような形が望ましいのかなと考えてございます。

【教育長】 また、最終答申をごらんいただく機会があるということですね。

委員の皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、学事制度審議会第17回につきましては、よろしいでしょうか。本件は終了いたします。

次に日程第2、報告事項の4、平成29年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、インフルエンザ様疾患による臨時休業についてご報告いたします。

資料8をごらんいただきたいと思います。

今年の1月15日の週に、閉校レベルまで上昇した今年のインフルエンザですけれども、全体の患者数は、先週あたりちょっと減ってきたというところがございますけれども、いまだ流行警報が発令中ということになってございます。

前回1月31日にご報告した際は、ナンバー54、大原小学校まで、27校63学級で学級閉鎖となっておりました。その後、2月19日、昨日の時点でナンバー72、源氏前小学校まで32校84学級に増加をしております。

校種別に見ますと、小学校が24校、中学校が3校、義務教育学校は5校となっております。

学年別では1年生から3年生で58学級、全体の7割程度、69%となっております。7年生以上では、7年生が3学級、8年生で1学級、9年生では学級閉鎖は出ていないというような状況です。低学年を中心に感染が広がっているというのが今年の特徴です。

もう一つ、今年はA型とB型が一緒に発生しているということですが、最近はまだB型が中心となっているという状況です。

また、昨年同期と比較しますと、昨シーズンは27校75学級でしたので、学校数、学級数ともに昨年より多く発生しているという状況でございます。

私からの説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 インフルエンザで最近聞かれるのは、B型の人に薬が効きにくいんじゃないかというようなことが言われていますけれども、学級閉鎖の期間が長引いたりということは例年に比べてありますか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 基本的にインフルエンザにかかった本人自体は安全を、施行規則でも定められているように、発熱した翌日から5日間で解熱後2日というものがあるので、最低でも5日は休んでもらうということになっています。解熱がもし遅れればもう少し長くなるということはありませんけれど、それは本人に適用されるものです。

学級閉鎖そのものは、ここにも書いてあるとおり、だいたい3日はベースにということで、それは学校医の先生や養護の先生と相談しながら、どこで急に発症したかなというところで、だいたい基本的には3日を取っているということで。土日が挟まれば5日というようなこともありえますけど、基本的にその間でまた学校のほうから、まだ休みが多いので延期しますというようなことの連絡は受けていないということで。基本的な3日間のベースで今のところは空けていくというような状況です。

【富尾委員】 ありがとうございます。

【教育長】 よろしいですか。

【富尾委員】 はい。

【教育長】 今のに関連して、56番の城南第二小学校は2月3日の土曜日1日しか、これは休業期間を設定していないようですが。何かこの情報が入っておりますかね。

学務課長。

【学務課長】 学校によってピークがいろいろ来るのですが、この56番の城南第二小学校の場合については、その前から休みの子が多くて、もう月曜日には明けて出てくる子もいるというような状況がありました。土日を休みにして実質2日間にして、月曜日から学校はやりたいというような意向がありましたので、ここは月曜日からにしましょうということで、ここは土曜日だけで処理していると。

【教育長】 では、その学級としても5日間の終わりのほうの状況に近かったと。場合によっては、もうちょっと早めに休んだほうが良かったのかもしれないところをがんばったというような状況でしょうかね。

今週の金曜日23日が、都立高等学校の入試ということで、9年生には試練の春になるわけですが。

【海沼委員】 大変です。

【教育長】 9年生の学級閉鎖がないということは非常にうれしいことでね。

【海沼委員】 ええ、今のところそうですね。

【教育長】 何かありますか。どうぞ。

【学務課長】 一つ補足をさせていただきます。今の56番の下57番の八潮学園、同じようなところで日曜日に記載があるのですが、ここはちょうどこの日曜日の日に展覧会のような学校行事があったということで、ここは日曜日もということで休業をさせたというようなことです。その違いがちょっとここに出ています。

【教育長】 そうすると、5日の日が振替休業日になっているという可能性があるわけですね。

【学務課長】 そうですね、はい。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、平成29年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況につきまして、本件は終了いたします。

日程第2、報告事項の5は第二期指定管理者の指定についてです。説明をお願いいたします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 私からは第二期指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

資料の9をごらんください。品川区立図書館では品川図書館を除く地区館10館につきまして、簡易型プロポーザル方式により第二期指定管理者候補者を公募した上で審査を行い、2事業者を選定いたしました。

選定結果を受けて、指定管理者の指定について、平成30年第1回区議会定例会へ議案提出をする予定でございます。選定の経過につきましては、10館を3グループに分け、1グループずつ簡易型プロポーザル方式での公募を受けた上で審査をし、決定してございます。

選定事業者はAグループ、しながわTRC・リディアグループ。これはJVでございますが、共同事業体でございます。Bグループにつきましては、株式会社ヴィアックス。CグループはAグループと同様、しながわTRC・リディアグループになってございます。結果として3グループで2事業者を選定してございます。

指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間になります。

選定の理由につきましては、しながわTRC・リディアグループにつきましては、全体的に審査委員会の評価が高く、提案内容が具体的であり、堅実な図書館運営が期待できる点がございました。

株式会社ヴィアックスにつきましては、評価が高くかつ地域特性に見合った提案、職員処遇の高さ等から質の高い図書館運営が期待できる点が評価されたものでございます。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑をお願いいたします。

では、私から一つ。このAとCは、しながわTRC・リディアグループというところが指定管理者に選定されているようですけれども、Bだけヴィアックスというふうになっていますが。このしながわTRC・リディアグループのほうよりもヴィアックスのほうが優れていたということなんでしょうか。

図書館長。

【品川図書館長】 教育長ご指摘のとおり、AとCにつきましてはしながわTRC・リディアグループが取ってございます。こちらにつきましては第一期指定管理3年間の請負っていただき、A・B・C全グループを運営している団体でございます。そういう意味では今までの実績もございまして、新たな指定期間についての新たな提案もございました。

その中で、Bグループだけヴィアックスになってございますが、こちらにつきましてはBグループの各地区図書館についての地域特性の分析、また新しい提案について非常に具体的かつ新鮮な提案を出してきていただいたところを評価して選定してございます。

また加えまして、今回第二期の指定管理につきましては、3グループを全部一括で受けることができないように、グループ間2つまでの請負をできるという制限を設けてございましたので、その結果A・C2グループだけの請負という形になってございます。以上です。

【教育長】 なるほど。ヴィアックスというところはほかのグループには応募してこな

かったということによろしいでしょうか。

図書館長。

【品川図書館長】 ご指摘のとおり、Bグループだけの応募になってございます。

理由につきましては、公募の審査の際に尋ねましたところ、新しい事業者、新しい地区にほかからのベテランの職員を配置するにあたって、A・B・C全部を受けてしまうと責任を持った運営ができないという回答を得まして、そういう意味でも信頼を持てる事業者と評価されております。以上です。

【教育長】 なるほど。全勢力をこのBグループにかけようという意気込みですね。委員の皆さんはいかがでしょう。

【海沼委員】 よろしいでしょうか。

【教育長】 海沼委員。

【海沼委員】 いいですか、業者的にはこの2社しかなかったのでしょうか、今回は。

【教育長】 プロポーザルの時ですね。

図書館長。

【品川図書館長】 はい。そういう意味では、A・B・C、グループごとに公募しまして、AグループとCグループについては2社が応募してございます。Bグループについては4社の応募がございました。その中での選定という結果でございます。以上です。

【教育長】 海沼委員、よろしいですか。

【海沼委員】 はい、わかりました。

【教育長】 それでは、この第二期指定管理者の指定につきまして、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は終了いたします。

日程第3に移ります。その他です。平成30年3月の行事予定について、説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 私から平成30年3月の行事予定についてご説明いたします。

まず、3月13日火曜日2時から教育委員会定例会となっておりますが、この日が予算特別委員会となりますので、3月16日の16時、午後の4時からへと変更を考えております。

3月16日金曜日10時から幼稚園の修了式がございます。海沼委員、塚田委員お願いいたします。

3月19日月曜日10時から、マイスクール八潮卒園式がございます。富尾委員にお願いをいたします。

3月20日火曜日。10時から中学校および義務教育学校の卒業式がございます。菅谷委員、海沼委員、塚田委員、教育長のご出席をお願いいたします。

3月22日木曜日10時から、小学校の卒業式がございます。菅谷委員、富尾委員、教育長のご参加をお願いいたします。

3月27日火曜日14時から教育委員会定例会となっておりますが、この日は本会議

と重なりますので、３月２９日の１４時、午後の２時からへと日程を変更してと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。何か質疑がございますか。

３月にご出席いただく会が多いですね。例年のことではありますけれども。では、平成３０年３月の行事予定につきましてはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 本件は了承いたします。そのほか何かございますか。

【庶務課長】 特にございません。

【教育長】 それでは、非公開の会議に移りたいと思いますので、傍聴の方はご退出をお願いいたします。

（傍聴人退席）